

公益社団法人埼玉県医療社会事業協会 会員所属機関情報の取り扱いに関する内規

- 1 公益社団法人埼玉県医療社会事業協会会員所属機関情報（以下、「所属機関名簿」という）は、公益社団法人埼玉県医療社会事業協会情報公開に関する規則第2条に定める社員名簿ではなく、本協会の発行する著作物として取り扱う。
- 2 所属機関名簿の全部または一部の複写に関しては、理事会の承認を必要とする。
- 3 所属機関名簿を基にした、会員氏名と所属機関の一覧表及び宛名シールの提供については、次の各号のいずれかに該当すると常務理事が認めた場合に限り行うことができる。
 - ア 官公庁その他これに準ずる者が、県民の福祉の向上、会員の資質の向上、会員への情報周知を目的として活動する場合。
 - イ 会員、教育研究者、学生が、教育研究を目的とした調査等を行う場合であって、その調査等の目的、結果の活用方法等が、福祉の向上に寄与する、あるいは公益性の高いものであると認められる場合。
 - ウ その他、理事会が必要と認めた場合。
- 4 2に要する経費は、原則として申請者の負担とする。
- 5 3に要する経費は、協会経費で支弁する。ただし、イについては常務理事が、ウについては理事会が認めた場合は、これを支弁しないことができる。
- 6 常務理事は、3に基づく情報の提供を行った場合は、すみやかに理事会に報告しなければならない。
- 7 常務理事は、事務の全部または一部を、運営要領第5条に定める各部局の長に委任することができる。
- 8 この内規は、理事会の議決を経て改正することができる。

《附則》

この規則は、平成27年11月18日から施行する。